

平成23年 6月29日

資料提供

三次記者クラブ

お 知 ら せ

国土交通省中国地方整備局と三次市・庄原市・安芸高田市 の間で災害時における情報交換に関する協定を締結します。

国土交通省中国地方整備局では、災害発生時における住民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的として、地元自治体と「災害時における情報交換に関する協定」の締結を進めています。

この度、三次市・庄原市・安芸高田市と国土交通省中国地方整備局が下記日程で協定を締結しますのでお知らせします。

■実施日時：平成23年7月4日（月）16時00分～16時30分

■実施場所：三次河川国道事務所 2階 会議室

■報告内容：三次市長 増田 和俊

庄原市長 滝口 季彦

安芸高田市長 浜田 一義

国土交通省中国地方整備局長

（代理）三次河川国道事務所長 塩形 幸雄

■協定内容：別紙のとおり

※報道機関に公開で協定の締結を行います。

●問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副 所 長

ますい よしき
梶井 芳樹

【広報担当】 建設専門官

なかい きみお
中井 喜美男

T E L : (0824) 63 - 4121 (代表)

F A X : (0824) 63 - 0210

災害時における情報交換に関する協定書 <案>

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と〇〇市長(以下「乙」という。)は、〇〇市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、〇〇市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、〇〇市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 〇 〇 市 〇 〇 市 長 □□ □□